

ラコン通信

トータル人事労務管理をサポートする
社会保険労務士 ヒライ労働コンサルタント
〒500-8207 岐阜市日野北5-8-13
TEL 058(247)0777 / FAX 058(247)0711
e-mail info@acon.co.jp / HP www.acon.co.jp

令和6年3月号

岐阜県内企業の高年齢者雇用状況

岐阜労働局は、岐阜県内企業の令和5年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果を公表しました。

今回の集計結果は、岐阜県内の企業（従業員21人以上の企業4,069社）からの報告に基づき、高年齢者の雇用等に関する措置について、令和5年6月1日時点での企業における実施状況等をまとめたものです。

【集計結果】

◇集計対象

岐阜県内の常時雇用する労働者が21人以上の企業4,069社

中小企業（21人～300人規模：3,879社）

大企業（301人以上規模：190社）

◇主なポイント

①60歳以上の常用労働者数は72,408人（16.8%（前年比0.4%増加）、全国平均13.8%）

②65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況

・65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は100.0%

・措置内容別の内訳は、

「継続雇用制度の導入」により実施している企業が66.9%（1.8ポイント減少）

「定年の引上げ」により実施している企業は28.7%（1.5ポイント増加）

③70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

・70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は33.5%（2.0ポイント増加、割合比全国19位）

・中小企業では34.0%（2.1ポイント増加）、大企業では23.7%（1.4ポイント増加）

④企業における定年制の状況

・65歳定年企業は24.2%（1.6ポイント増加）

・定年制の廃止企業は4.4%（0.3ポイント増加）

⑤66歳以上まで働く制度のある企業の状況

・66歳以上まで働く制度のある企業は50.6%（3.2ポイント増加、割合比全国7位）

・70歳以上まで働く制度のある企業は48.7%（3.0ポイント増加、割合比全国8位）

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「高年齢者雇用安定法」という。）」では、65歳までの雇用の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じるよう、企業に義務付けています。

加えて、70歳までの就業機会の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」という雇用以外の措置のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるように努めることを企業に義務付けています。

—岐阜労働局ホームページより抜粋—

パート・アルバイトへの社会保険適用

—2024年10月より適用拡大—

社会保険の適用について、現在は、従業員数101人以上の企業で働くパート・アルバイトが適用となっていますが、2024年10月からは、従業員数51人～100人の企業で働くパート・アルバイトも適用となります。

厚生労働省では、事業主向けの特設サイトも開設されており、社会保険料のシミュレーションをすることも出来ますので、関心のある方はお試しください。

◇対象企業

①2022年10月からの対象企業：従業員数101人～500人の企業で働くパート・アルバイトが新たに適用

②2024年10月からの対象企業：従業員数51人～100人の企業で働くパート・アルバイトが新たに適用

※従業員数のカウント方法：現在の厚生年金保険の適用対象者（A+B）

A：フルタイムの従業員数

B：週労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員数（従業員数には、パート・アルバイトを含みます。）

※法人事業所の場合は、同一法人格に属する（法人番号が同一である）すべての適用事業所の被保険者数の総数

◇新たな加入対象者（以下の全てに該当するパート・アルバイトの方）

①週の所定労働時間が20時間以上30時間未満

・契約上の所定労働時間であり、臨時に生じた残業時間は含まない。

・契約上20時間に満たない場合でも、実労働時間が2ヵ月連続で週20時間以上となり、なお引き続くと見込まれる場合には、3ヵ月目から保険加入となる。

②月額賃金が8,8万円以上

・基本給及び諸手当を指す。ただし残業代・賞与・臨時の賃金・最低賃金に算入しないことが定められた賃金（精勤手当、通勤手当及び家族手当）は含まない。

③2ヵ月を超える雇用の見込みがある

④学生ではない

・休学中や夜間学生は加入対象。

◇社内準備のステップは4つ

①加入対象者の把握：まずは、社内の加入対象者を把握。

②社内周知：社内の加入対象者に周知。

③従業員とのコミュニケーション：必要に応じて説明会や個人面接を実施。

④書類の作成・届出：被保険者資格取得届を提出。

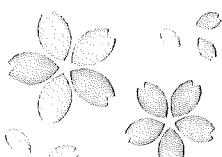
◇社会保険に加入するメリット

①年金 ①階（基礎年金部分）に加えて2階（報酬比例部分）の上乗せ。

・より軽い障害にも補償範囲が広がる。

②医療保険 ②傷病手当金：病休期間中、給与の2/3相当を支給。

・出産手当金：産休期間中、給与の2/3相当を支給。



☆ 少しづつ暖かくなり、春が近付いてきました。最近は朝晩と昼の温度差が大きいので、体調を崩さないように気をつけたいと思います。

鉛筆子